

業務委託契約における個人情報保護に関する確認書

令和 年 月 日付けで甲（地方独立行政法人大牟田市立病院）と乙（〇〇〇〇）との間に締結した大牟田市立病院清掃業務委託契約について、この個人情報保護に関する確認書を交換する。

（個人情報の保護）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙及び乙の業務従事者は、本契約の履行に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、本契約による業務に従事している業務従事者に対し、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本契約の履行に当たって個人情報の処理は自らが行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りでない。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第4条 乙は、本契約の履行に当たって取り扱う個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第5条 乙は、本契約の履行のために甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

（個人情報の受渡し及び搬送）

第6条 甲及び乙は、本契約の履行のため個人情報の受渡しを行う場合は、その内容、数量、取扱者及び受渡し年月日を確認の上行うものとする。

2 乙は、個人情報の搬送中における個人情報の散逸、き損等事故のないよう安全確保に万全の対策を講じなければならない。

（適正な管理）

第7条 乙は、本契約の履行に当たって取り扱う個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（返還義務）

第8条 乙は、本契約の履行のため甲から引き渡された個人情報を本契約の終了後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故報告義務等）

第9条 乙は、本契約の履行に当たって取り扱う個人情報に関し、漏えい、き損、滅失、改ざんその他の事故が生じたときは、適切な応急の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従うものとする。

（調査等）

第10条 甲は、乙の個人情報の処理状況及び保管状況を確認するために、乙に対し、随時に甲の職員を立ち入らせて調査し、必要な報告を求め、又は必要な指示を与えることができるものとする。

（契約の解除等）

第11条 甲は、乙がこの確認書に違反していると認めたときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、当該解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負

わない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この確認書に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、天災地変その他乙の責めに帰すことのできない理由により甲又は第三者に損害があった場合は、その賠償の責めを負わない。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲：福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1
地方独立行政法人大牟田市立病院
(代表者) 理事長 鳥村 拓司

乙：